横浜薬科大学

研究倫理規程

(目 的)

第1条 本規程は、横浜薬科大学の学術研究の信頼性と公正性を確保すること を目的として研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的基準 を示すものである。

(研究の基本)

- **第2条** 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な 圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
- 2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法治、告示 等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

- **第3条** 「研究者」には、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に 従事する者を含み、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準ずる ものとする。
- 2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたる 全ての過程における行為、決定及びそれに付随する全ての事項を含むものと する。
- 3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発表又は専門的知見を公表 する全ての行為を含むものとする。

(研究者の態度)

- **第4条** 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を 尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。
- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律 の理解に努めなければならない。
- 3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの 学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対して は、誠意を持って接しなければならない。

- 4 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないように十分なる配慮をしなければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分りやすく、明瞭に説明できるよう に努めなければならない。
- 6 研究者は、研究遂行中において、研究進捗状況の自己点検を行い、適切な 時期に途中経過の報告ができるように努めなければならない。
- 7 研究者は、研究倫理教育を受講する等研究倫理の向上に努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

- 第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。
- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適した必要な範囲において収集するように努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

- 第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報・データ等の 提供を受けて研究を行う場合は、厚生科学審議会科学技術部会による「臨床研 究に関する倫理指針」を尊重して行わなければならない。
- 2 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報・データ等の提供 を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について 分かり易く説明し、提供者の書面による同意を得なければならない。
- 3 書面による同意は、未成年者の場合は本人及び保護者から、年少者及び障害者等で本人の同意を確認することが困難な場合にあっては保護者等から得なければならない。
- 4 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した 資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはな らない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な 期間保存しなければならない。但し、法令又は規程等に保存期間の定めがあ る場合は、それに従うものとする。
- 3 研究者は、第3者の検証等が必要な場合等においては、保存している資料、 情報、データ等を開示しなければならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

- 第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、横浜薬科大学「毒物及び劇物取扱規程」、「麻薬取扱規程」、「向精神薬取扱規程」等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、 責任をもって自治体で定めるところによりその最終処理をしなければならない。

(動物実験等の適切な実施)

第 10 条 研究者は、研究実験において動物を用いるときは、「動物の愛護及び 管理に関する法律」等の法令及び横浜薬科大学「動物実験指針」並びに横浜 薬科大学「動物施設利用規程」を遵守し、動物愛護の観点から適正な取り扱 いに努めなければならない。

(病原体等の安全管理)

第11条 研究者は、研究実験において病原体等を用いるときは、日本細菌学会 「病原体等安全取扱管理指針」及び横浜薬科大学「病原性微生物等安全管理 規程」に準拠して、適切な安全管理に努めなければならない。

(遺伝子組換え生物等の安全管理)

第12条 研究者は、研究実験において遺伝子組換え生物等を用いるときは、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」 及び横浜薬科大学「遺伝子組換え実験安全管理規程」に準拠して、適切な安全管理に努めなければならない。

(研究成果発表の基準)

第13条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。但し、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため、公表に制約がある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、 発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表して はならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとと もに、他者の知的財産権を侵害してはならない。
- 4 研究活動における不正な行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものであり、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。
- (1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

(3) 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又 は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

- 5 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合の良い誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。
- 6 二重投稿は、研究倫理に反する行為として、これをしてはならない。

(オーサーシップの基準)

第14条 研究者は、研究活動に実質的に関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(競争的研究費の取扱基準)

- 第15条 研究者は、競争的研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体からの補助金、財団からの助成金、寄付金によって賄われていることを常に留意し、競争的研究費の適切な使用に努め、その負託に応えなければならない
- 2 研究者は、交付された競争的研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、競争的研究費の使用に当たっては、横浜薬科大学「競争的研究費 管理運用規程」を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の

真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

- 第16条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に係わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。
- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり、知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(管理体制)

- 第17条 研究倫理を保持するための運営・管理の体制は次による。
 - (1) 最高管理責任者は学長
 - (2) 統括管理責任者は、薬学部長または学長が任命した者
- (3) 部局責任者は各学科長及び事務長
- 2 部局責任者は、必要な指導・助言、倫理の保持に関する注意喚起を行わなければならない。
- 3 研究者は、研究倫理を保持するために必要な措置を予め部局責任者に報告 し、部局責任者は必要な措置を統括管理責任者と協議しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、研究倫理を保持するために必要な措置を最高管理責任 者と協議し、対応を図らなければならない。

(本学の責務)

- 第18条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理 教育の計画を策定し、実施するものとする。これを実施する研究倫理教育責任 者は学部長、各学科においては学科長、事務組織においては事務長とする。
- 2 本学は、この規程(指針)の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、競争的研究費の返還、競争的研究費申請の制限、措置内容の公表など適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本学は、競争的研究費に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。
- 4 本学は、研究者の不正に対する相談、告発等に対応するものとする。
- 5 第1項の目的を達成する役割は、教務委員会がもつ。前3項の目的を達成する役割は、倫理委員会がもつ。

(事 務)

第19条 この規程に関する事務は、教育に関する研究倫理については教務課が、

その他の研究倫理については学務課が取り扱う。

(改定及び廃止)

第20条 この規程の改定及び廃止は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年9月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。